

地域版信州学び円卓会議 資料

共同設置教育委員会の運用について

岐阜県羽島郡二町教育委員会

令和6年9月3日

岐阜県羽島郡二町教育委員会



岐阜県羽島郡二町教育委員会

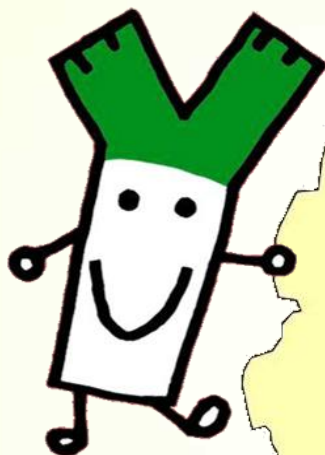


岐阜県羽島郡二町教育委員会

令和6年4月1日



(岐阜県重要無形
民俗文化財)



岐南町

面積	7.91km ²
人口	26,192
児童生徒数	2,134
学校数	小学校3校 中学校1校

笠松町

面積	10.30km ²
人口	21,797
児童生徒数	1,561
学校数	小学校3校 中学校1校



岐阜県羽島郡二町教育委員会



- 濃尾平野の北部に位置し、町内に起伏はほとんど無く平坦である。
 - 県下の市町村では、北方町に次ぎ2番目に面積が小さい。
 - 県南部に位置し、冬季の降雪量は少なく、温暖な気候である。
-
- 国道21号、国道22号、国道156号が交差する岐南インターチェンジは県内最大の交通量があり、隣接する愛知県との重要な玄関口である。
 - 近年には国道沿いを中心に民間の経済活動が活発している。
 - 近年は中京圏の物流エリアとしての位置づけが顕著となり、物流施設や各種工場の設備投資が多くなされている。
 - 2020年の国勢調査による人口の増加率は+5.11%で、岐阜県内の市町村で最多の増加率である。

岐阜県羽島郡二町教育委員会



- 毎年10月、岐南町伏屋の白山神社に奉納
- 昭和44年、岐南町文化財に指定
- 昭和63年8月、岐阜県無形民俗文化財に指定
- 市川竜介により伏屋村に獅子芝居が伝わった。
- 明治後期に現在の形となり、大正時代に全盛期を迎える。
- 平成17年10月には道具の保存と稽古の場として、岐南町伏屋獅子舞会館が竣工する。

- 伏屋地区に江戸時代後期から伝承されている「伏屋の獅子芝居」。
- 岐南町にわずかに残る農村文化の中に現在まで受け継がれてきた。



岐阜県羽島郡二町教育委員会



- 岐阜県南部の濃尾平野に位置し、町の3分の1を流れる木曽川に沿う位置にある。（対岸は愛知県）
- 港町でもあり、古くから木曽川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地であった。
- 江戸時代は幕府直轄地として笠松陣屋が置かれた。
- 江戸時代の終わりには笠松県の県庁、明治時代の初期には岐阜県庁が置かれており、県庁が岐阜市に移るまでは、岐阜県の中心となっていた。
- かつての地名は「傘町」。1662年、正式に美濃郡代の陣屋を傘町に移転したさいに、「傘町」を「笠松」に改名したと言われる。



岐阜県羽島郡二町教育委員会



- お奴行列は、笠松町に伝わる民俗であり、岐阜県の無形民俗文化財に指定されている。
- 笠松の奴行列は、和宮の降嫁に動員されたことが始まり。
- 小羽熊・中羽熊・大鳥毛といった長い毛槍を巧みに投げ渡しながら練り歩く行列である。
- 名鉄笠松駅（特急が止まる駅）があり、岐阜市まで5分、名古屋市まで約20分と通勤に便利な環境。
- 岐阜県唯一の競馬場がある。
オグリキャップ（笠松→JRA所属）で一躍有名となった笠松競馬場

(1) 羽島郡二町の教育が目指す将来像

VUCAとも言われる時代において、人が生きる本質を深く認識し、郷土への愛着をもち、人々の幸福を願い、個の持ち味の発揮と他者との協働を通して、地域の豊かな未来を創造する人

(2) つけたい力

- ◇生命の尊厳を深く認識し、健康・安全の保持増進を図る力
- ◇自他を思いやる心をもち、ともに歩む豊かな人間性
- ◇未来への夢や願い、目標をもち、その実現に向かう学び方と学ぶ力

(3) 基本理念

様々な関わりの中で学び、社会の一員として貢献できる社会人の育成

(4) 基本方針

- ◇自らの意思をもち、他者との協働を通して、願いの具現に向けた実践力を育成する。
- ◇学校・家庭・地域・行政の役割を明確にし、共有した目標の具現に向け、各々の強みを生かした連携が図られた教育を推進する。

(5) 学びの場への願い

◇学 校…〔児童生徒〕

一人一人の存在が認められる**温かな風土**
個や集団の**意思決定**
積極的かつ繰り返し**挑戦**できる場

〔教職員〕

高い専門性と**チーム組織**
児童生徒**一人一人の理解**
信頼と愛情に基づく**主体性の育成**

◇家 庭…児童生徒が**安らぎ**を感じる場

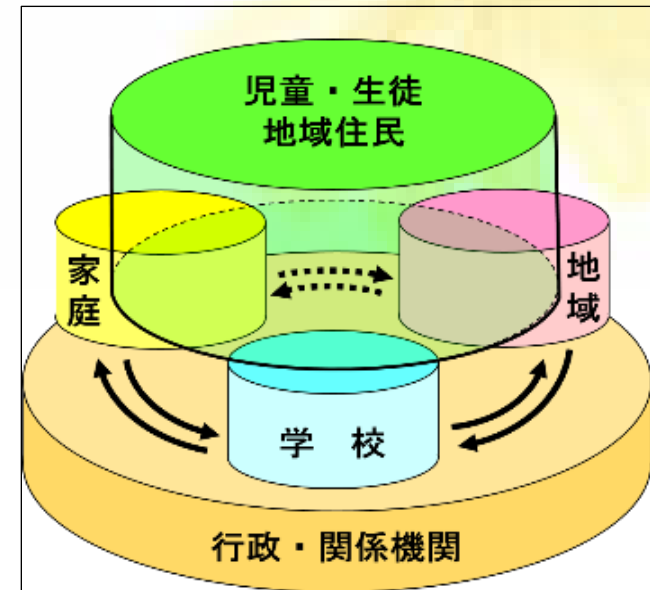
身の回りの事象について、自身の**生き方と関わらせて考える場**
保護者も**児童生徒から学ぶ**関係

◇地 域…**地域が有する**人的・物的な**教育力**

多様な体験・挑戦できる場
社会につながる基礎的・専門的なことを学び続けられる

◇行 政…児童生徒及び地域住民が**学ぶ権利の保障**

人的・物的両側面の**教育環境を整備**したい



(6) 基本目標

- I 生命の尊厳を深く認識し、状況に応じた的確な判断のもと、健康・安全の保持増進を図る力を育成する。
- II 自己と他者を思いやる心をもち、つながりを大切にしてともに歩むなど、非認知能力を含む豊かな人間性を育む。
- III 未来への夢や願い、目標をもち、達成に向けた過程の中で生まれる課題や問題に対し、自ら考え実践するなど、学び方を含めた学ぶ力を育成する。
- IV 新しい時代につながる教育を推進し、学びのセーフティネット及び環境の基盤を整備する。

2 共同設置に至った経緯

(1) 経過・沿革

S44.05.30 教育委員会の統合について 郡内各町長・議会議長・教育委員長による合同会議

S44.06.05 羽島郡教育委員会設置準備委員16名を選出。(以後会議を重ね共同設置を確認)

S44.07.25 羽島郡教育委員会を発足。幹事町：笠松町 執務場所：司町(笠松町役場内)

S51.07.25 名称を「羽島郡四町教育委員会」と変更

各町の教育優先の行政施策と地域住民の強い信託に応えるべく、学校教育及び社会教育の振興について、**積極的な教育環境の整備と人材の確保**に配慮しつつ**教育内容の精選と充実**に努め、**多くの成果**が見られた。この機会に、さらに**きめ細かく町ごとの教育行政を展開**するため、羽島郡教育委員会に「四町」の2文字を名称の中に加えて、「**羽島郡四町教育委員会**」と改称した。

S53.04.01 事務局を羽島郡消防事務組合移転後の庁舎(県町11番地)に移転
社会教育主事を各町に派遣

H03.04.01 事務局を北事務所(東陽町44-1)に移転

H14.04.01 幹事町：岐南町に変更 事務局を母子センター2階に移転

H16.11.01 羽島郡三町教育委員会 合併により、川島町が脱退(H16.10.31)

H18.01.01 羽島郡二町教育委員会 合併により、柳津町が脱退(H17.12.31)

H27.08.01 事務局を岐南町役場2階に移転

2 共同設置に至った経緯

(2) 背景

町村ごとの教育委員会

- 地元民の要望に即応できること
- 地域の実態に即した教育行政を進められること
- △小規模の難しさあること（財政や人材等から必ずしも理想通りに進まない）
- △広域に渡る人事交流や研究成果の実践普及の点でやや難点があること

【教育委員会の共同設置に向けた機運の高まり】

- ・羽島郡は、岐阜市に近く**交通の便もよい**。地勢的に小規模で、古くから**郡内四町**（笠松町、岐南町、柳津町、川島町）間に**共通する慣行行事**があり、**交流も盛ん**であった。
- ・羽島郡学校教育会が組織され、**教育実践の面で郡内での交流**が行われていた。
- ・年々専門化・複雑化する教育行政事務の対応を、**一般行政職員**が担っていた。
- ・**地域の教育を高めたいという共通の意識**があった。
- ・**郡内を勤務の本拠地とする（地域をよく知る）優秀な教職員を確保**する必要があった。
- ・**郡内四町の合併、市制施行を模索する動き**があった。

こうした地域の実態を鑑み、県の指導を受けながら研究調査が慎重に進められ、**「教育行政の広域化」**の認識が深められていった。

2 共同設置に至った経緯

【調査研究の結論】

- ・教育行政の広域化、複雑化、事務量の増加に伴い、各町の地域住民の期待に応えるには、教育委員会を統合して一層充実、強化することが望ましい。
- ・各町の教育委員会の規模においては、多くは財政的な節約のために、抜本的な解決は困難である。

四町教育委員会に求めた5点

- ① 事務局組織及び事務処理体制の確立による能率的な教育行政
- ② 教職員人事の広域化と適正化による人材の確保と配置の合理化
- ③ 指導研修体制の確立による学校教育の発展と向上
- ④ 教育行政の広域化による教育格差の是正
- ⑤ 地域の実情に即した社会教育の充実と健全な社会教育団体の育成

地方自治法の共同処理には、一部事務組合・広域連合、事務の委託、機関等の共同設置、協議会（管理執行協議会）等がある。

それらの特徴を鑑み、「**事務を簡素化し、経費の節約に努め、合理的な教育行政を確保する**」ためには、共同設置が望ましいと判断した。

（3）法的根拠

機関の共同設置…関係市町村が共同して教育委員会などの委員会や附属機関を設置することができる。（地方自治法第252条の7）

3 構成団体の概要、事務局組織、教育長・教育委員、予算

(1) 構成団体の概要

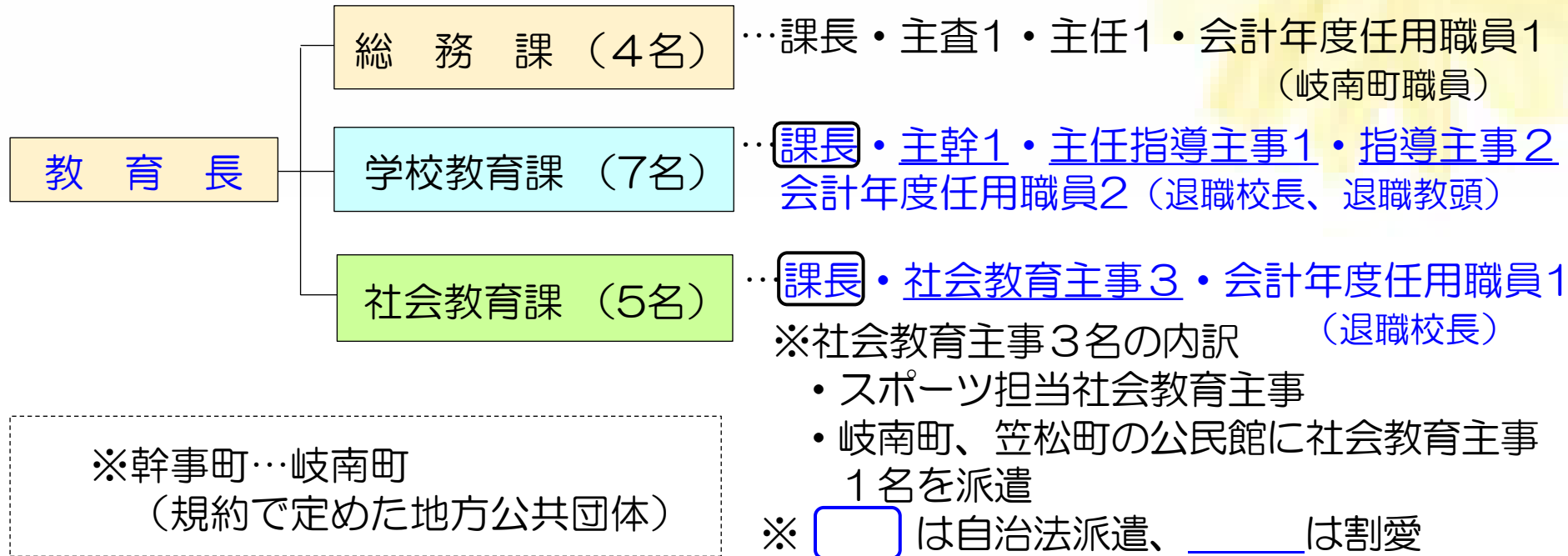
構成する町	平成16年5月1日			
	人口（人）	学校数（校）	児童生徒数（人）	備 考
川島町	10,361	小1・中1	1,066	※ 当時、柳津町の中学校は、岐阜市羽島郡柳津町中学校組合立の学校であった。 （現在は岐阜市立境川中学校）
柳津町	12,694	小1・※	863	
笠松町	22,093	小3・中1	1,782	
岐南町	22,905	小3・中1	1,938	
合 計	68,053	小8・中3	5,649	

構成する町	令和6年4月1日			
	人口（人）	学校名（学級数）	児童生徒数（人）	
岐南町	26,192	東小学校（27）	680	2,134
		西小学校（17）	421	
		北小学校（14）	330	
		岐南中学校（27）	703	
笠松町	21,797	笠松小学校（12）	223	1,561
		松枝小学校（22）	531	
		下羽栗小学校（15）	274	
		笠松中学校（20）	533	
合 計	47,989	学校数 8	3,695	

3 構成団体の概要、事務局組織、教育長・教育委員、予算

(2) 事務局組織

青字：教員系



(3) 教育委員の選任

- ・岐南町、笠松町それぞれ2名の委員、計4名を選出（教育長除く）
- ・町の候補者について、各町の長が当該議会の同意を得た上で、幹事町の長が選任構成団体の町ごとに1名を任命（教育長を除く）

3 構成団体の概要、事務局組織、教育長・教育委員、予算

(4) 羽島郡二町教育委員会予算

- ・教育委員会予算は、規約の定めにより構成団体である二町で負担
- ・歳入歳出予算は、幹事町の予算に計上し執行、幹事町では一般会計とは別に特別会計（羽島郡二町教育委員会特別会計）での予算編成
- ・監事町の監査委員による監査
- ・各町の学校施設設備費や公民館活動等の予算は、各町の予算に計上

〔令和6年度特別会計予算〕

【歳入】 歳入・歳出総額 271,652千円

単位：千円				
款・項	金 額	備 考		
分 担 金	85,918	負担金の負担割合（％）※		
負 担 金	179,796	均 等 割	20%	
県支出金	4,659	学 校 割	20%	
繰 越 金	1,000	児童生徒数割	30%	
諸 収 入	279	人 口 割	30%	
合 計	271,652	※羽島郡二町教育委員会共同設置規約 第7条		

3 構成団体の概要、事務局組織、教育長・教育委員、予算

(4) 羽島郡二町教育委員会予算

【歳出】

		単位：千円	
款 ・ 項		金額	備考
教 育 費	教育総務費	144,913	
	学校教育費	117,746	
	社会教育費	6,857	
	保健体育費	1,136	
予 備 費	予 備 費	1,000	
合 計		271,652	

予算・決算

- 10月〔両 町〕 二町財政・教育課長会議
- 11月〔幹事町〕 総務部長査定
- 12月 二役査定
- 1月〔両 町〕 副町長・財政担当部長会議
- 2月 二町教育委員会／定例会議、運営協議会
- 3月 岐南町議会へ上程…予算特別委員会で説明
- 7月 幹事町 決算審査及び監査
- 9月 岐南町議会へ上程…決算特別委員会で説明

4 各町長との日常的な連携

(1) 羽島郡二町総合教育会議

◆年1回開催（5月頃） 首長部局（幹事町）の開催

- ・各町の町長、副町長、教育関係部局部長、課長、及び教育長、教育委員で構成
- ・学習指導要領の具現に向けた重点に関すること、教育大綱を含めた諸条件の整備、児童生徒の実態と今後の方向 など

(2) 教育委員会運営協議会の設置

◆年2回開催（10月頃、2月頃）※特別な合議事項がある場合はその限りでない

- ・各町の町長、議会議長、幹事町の副町長及び教育長、教育委員で構成
- ・教育委員会の円滑な運営と教育行政の資質向上を目的として設置
点検評価の結果および分析、共同設置規約や条例の制定・改廃
予算決算等の重要事項について協議 など

(3) 羽島郡町長会

◆月1回開催

- ・県議会議員、各町の町長、副町長、総務部長、関係担当部課長で構成
必要（議題）に応じて教育長
- ・職員の新型コロナウイルス感染防止、新年度に向けた方針と重点等の説明、教育活動を進める上での諸課題（プールの維持、部活動の地域移行） など

4 各町長との日常的な連携

(4) 各町の議会

◆年4回開催

- 各町の定例議会および全員協議会に出席
- 一般質問の答弁および学校教育や社会教育の現状、今後の方向などについて説明

(5) その他

◆必要に応じて懇談を実施

- 各町の町長、教育長
- 学校教育や社会教育等に関わる依頼事項や協力事項等について懇談
例：新型コロナウイルス感染症の状況報告と対策、登下校の安全
(各町の環境整備)、児童生徒の地域行事への参加 など

5 共同設置教育委員会の利点

(1) 総務関係

①経費の削減

- ・ 教育長報酬や教育委員報酬等について諸経費を二分の一にできること
- ・ 補助金の一本化（広域的な団体の育成に対応）を図れること

②郡内の教育施設の備品を共有し広く活用

- ・ 町単独では購入が困難な備品等の整備ができること

5 共同設置教育委員会の利点

(2) 学校教育関係

①教職員の人事異動などの二町教育委員会による人事管理

- ・勤務の本拠地とし本町とし、地域を熟知する教員の存在は大きく、人事管理の広域化により、教職員の特性を生かした適材適所への配置がしやすくなる。このことは特色ある学校づくりや学校の活性化に大きな影響を与えている。

②多くの指導主事等を事務局員として配置

- ・指導主事の専門性を生かすとともに、8校の小中学校での学校経営を比較し、紹介すること等により、きめ細かな指導を行うことができている。
- ・多様化、複雑化が進んでいる事務処理等の業務に対し、効率化を図ることができる。

③教職員研修の充実

- ・優れた実践を推進している郡内の教職員を表彰し、被表彰者を講師とした教員研修を教育委員会が企画して行っている。
- ・学校教育会に参加している教職員数が280名ほどと適正規模であり、小中合同で各教科、道徳、特別活動、学校保健、学校事務等、職務に応じた充実した研究会が実施できている。

5 共同設置教育委員会の利点

(3) 社会教育関係

①社会教育の充実に向けた職員配置

- ・各町の公民館に一人ずつ社会教育主事を配置しており、教職経験の利点や社会教育の歴史的背景を生かし、子ども向け公民館活動の実施や地域行事のボランティア募集など、学校と地域との連携が円滑に行われている。
- ・スポーツ担当の社会教育主事、PTAや子ども会等を担当する職員の配置により、羽島郡全体を見据えた業務を進められている。

②羽島郡全体で取り組むよさが生きた活動や行事（研修を含む）

- ・キャリア教育講演会やスポレク祭など、各町の特色や人材を生かした企画により、一つの町の取組を二町に広げることができる。

③各町の特色ある生涯学習活動や地域学校協働活動の推進

- ・各町や郡全体の活動状況や地域人材の情報交流等を行い、企画立案力や実践力の向上につなげている。

6 共同設置教育委員会の課題

(1) 総務関係

①事業の均一的な向上を図ることの難しい側面

- ・各町の財政力や担当職員数が異なるため、郡内の各種ソフト・ハードなどに違いが生じること

②各町における教育委員会の存在

- ・教育委員会が各町にとって離れた存在にならないよう努める必要性

(2) 学校教育関係

①本町を勤務の本拠地とする教員の確保

- ・他の市町村からや1，2校目での異動者も多く、3年で異動してしまう教員も多い実態

②各町としての成果を求め、町対抗の意識を強める傾向

- ・教育委員会としては、郡として様々な教育活動に対する評価を行い、成果と課題を明らかにして次に向かう営みに努めている。
(二町故に、顕著に見られることと思われる)

6 共同設置教育委員会の課題

(3) 社会教育関係

①会議や行事等への参加のため労力の増加

- ・羽島郡教育委員会ではなく、羽島郡二町教育委員会としての位置付けであり、各町で行われる社会教育委員の会、文化財保護審議会、青少年育成町民会議、スポーツ推進委員協議会、町民文化祭など様々な会議や行事への参加のため労力は多くなる。

②各町の担当課と二町教育委員会の役割

- ・各町には教育関係を担当する岐南町生涯教育課、笠松町教育文化課があり、生涯学習青少年育成、文化活動、スポーツ振興、文化財保護等は各町で取り組んでいる。また、スポーツ協会やスポーツ少年団、文化協会等も各町にあり、それぞれで特色ある活動が行われている。こうした点が、各町と二町教育委員会との役割に（すみ分け、立ち位置という点で）難しさを感じる時がある。

7 その他

①自治体の文化や歴史、考え方を尊重し、地域の特性を活かした教育行政に努めること

- ・各町の町民憲章や第6次総合計画を基盤に据え、羽島郡二町教育委員会の基本理念「様々ななかかわりの中で学び、社会の一員として貢献できる社会人の育成」に基づく教育活動を推進すること

②各町の文化や財産等を両町で共有することを通して、児童生徒の教育の充実に生かすこと

- ・児童生徒を対象とした講座、講演会に関すること
- ・ICT機器や保護者への情報発信ツールなど環境整備に関すること